

長野県庁インターンシップ実施要領

1 目的

この要領は、長野県（以下「県」という。）が学生に対して県の機関における就業体験（以下「実習」という。）の機会を設けることについて必要な事項を定めることにより、学生の就業意識の向上及び県政に対する理解の促進に資することを目的とする。

2 対象者

実習の対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学及び高等専門学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とする。

3 申込手続

- (1) 実習を希望する学生が在籍する教育機関は、県が指定する期間内に、県へ申込書（別紙様式1-1）及び希望調書（別紙様式1-2）を提出する。
- (2) 県は、業務上の支障の有無等を勘案の上、受入れの可否等を決定し、教育機関へ決定通知書（別紙様式2）を送付する。
- (3) 実習の実施に当たり、県及び教育機関は、協定書（別紙様式3）を基準として協定を締結する。

4 実習生に対する報酬等

県は、実習を実施する学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬、交通費、食費等実習に伴う経済的負担を負わない。

5 実習生の服務等

- (1) 実習生は、実習に関わる県の職員の指示及び指導に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
- (2) 実習生は、県の職員が遵守すべき法令及び条例等を遵守し、県の職務の信用を失墜させる行為をしてはならない。
- (3) 実習生は、実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。
- (4) 実習生は、実習終了後、実習の成果としてレポートを作成し、県へ提出するものとする。また、実習の成果を外部に発表する場合には、事前に県の承認を得なければならない。
- (5) 実習生は、実習を実施する前に、県へ誓約書（別紙様式4）を提出するものとする。

6 事故等の責任

- (1) 教育機関及び実習生は、実習における事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、教育機関及び実習生の責任で対応する。
- (2) 実習生が故意又は過失により5の(2)又は(3)の規定に反する行為を行った場合、教育機関及び実習生は、県及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負う。

7 実習の停止

県は、実習生の行為が誓約書の内容に反することその他の事情により実習を継続することが困難であると判断した場合、実習を停止することができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、実習の実施に関して必要な事項は、県及び教育機関が協議の上、決定する。

附 則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。